

南部町合併処理浄化槽設置事業費補助金制度のあらまし

南部町では、生活排水による河川の水質汚濁を防止し、きれいな生活環境を守るために、公共下水道事業計画の予定処理区域並びに農業集落排水事業実施区域、集合型合併処理浄化槽供用区域以外に合併処理浄化槽を設置する場合、一定の基準により設置されるものに対して費用の一部を補助する合併処理浄化槽整備事業を実施しています。補助金交付手続はつぎのとおりですが、手続に不備や違反がありますと補助金の交付が受けられませんので十分注意してください。

補助金交付手続の方法

※ 申請者の依頼により浄化槽設置工事業者の方が代行される場合には、この制度の内容を十分説明してください。

また、納税証明書等の個人情報の取扱いには十分注意するとともに、依頼者とトラブルが発生しないようにしてください。

交付申請書の提出 (様式第1号)

※ 添付書類

- 1 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し（浄化槽設置届を青森県環境保健センター八戸環境管理事務所に2部提出すると、八戸環境管理事務所の収受印が押印されて戻ってきますので、提出書類一式の写しを提出してください。）
- 2 設置場所の位置図
- 3 浄化槽設置工事契約書又は見積書及び工事明細書の写し
- 4 合併処理浄化槽付き住宅を購入する場合は、確認済書
- 5 借家の場合は、貸主の承諾書
- 6 町税に滞納がないことがわかる証明書（申請者及びその同居人全員分の証明書が必要となります。町外に住所がある場合は、その住所地から証明書を取得してください。）
- 7 保証登録証
- 8 浄化槽設備士の免状の写し（平成2年以前の場合は、国庫補助の講習終了書も添付）
- 9 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証の写し
- 10 浄化槽法第7条に基づく検査依頼書の写し（振込金領収書の写しを含む）
- 11 工場生産浄化槽確認シート又は型式適合認定書
- 12 既成底版コンクリートを使用する場合は構造計算書、日本産業規格適合性認証書、強度試験結果表等を添付

----- 適正な事業と認められたとき -----> **補助金交付決定通知書**

----- 適正な事業と認められないとき -----> **補助金不交付通知書**

工事着工

交付決定通知前に着工された場合、補助金が支払われないことがあります。

変更承認申請書

(様式第5号) 内容の変更又は中止、廃止するときに提出するものです。

(様式は、建設課にあります。)

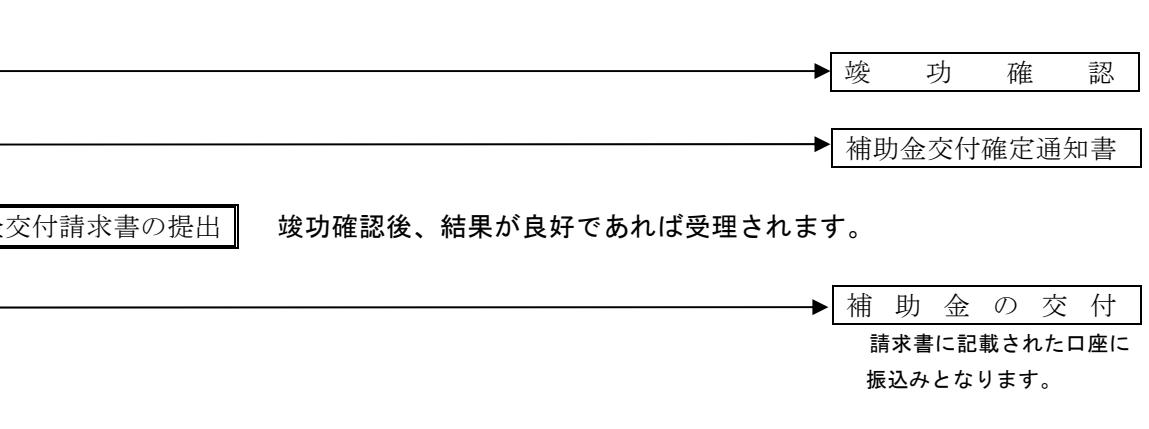
実績報告書の提出

(様式第6号) 事業完了後1ヶ月以内または3月20日のいずれかの早い日までに提出してください。

※ 添付書類

- 1 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し又はこれを証明する書類（使用開始している場合は使用開始届の写し）
- 2 浄化槽法第7条に基づく検査依頼書の写し（振込金領収書の写しを含む）ただし、交付申請時に添付している場合は添付の必要はありません。
- 3 設置工事費の領収書の写し
- 4 工事写真（設置工事業者の方に撮っていただきます。）
- 5 浄化槽設備士による工事チェックリスト
- 6 誓約書（申請時でも可）

うら面につづきます。



水質検査の報告

浄化槽使用開始後、浄化槽法第7条及び第11条の法定検査を受けて、その都度結果を南部町長に報告しなければなりません。
 この報告は、浄化槽使用開始後3年間で、4年目以降は不要です。
 7条検査（水質検査）・・・浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければなりません。
 11条検査（定期検査）・・・毎年1回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければなりません。

その他浄化槽法による届出

「浄化槽使用廃止届」・・・浄化槽の使用を廃止した日から30日以内に都道府県知事（南部町は青森県環境保健センター八戸環境管理事務所）に届け出ことになります。

南部町合併処理浄化槽設置事業費補助金額表

人槽区分	限度額	参考(住宅延べ床面積)
5人槽	390,000円	130m ² 未満
6～7人槽	474,000円	130m ² 以上
8～10人槽	660,000円	二世帯住宅、大家族住宅